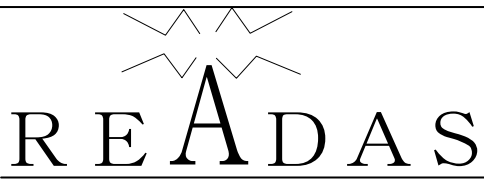


第 5356 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 25日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 扶養控除等の判定の時期

Q：年末調整の時期が近づいてきましたが、扶養親族や控除対象配偶者に該当するかどうかは、いつの時点で判定すればいいのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

年末調整をするにあたり、扶養親族や控除対象配偶者に該当するかどうかをいつの時点で判定するかですが、所得税では、その年の12月31日現在の現況によって判定することとされています。

ただし、その年の途中で死亡した者については、次により判定することとなっています。

- ①配偶者その他の親族が本年中に死亡した場合には、その死亡時の現況で扶養親族又は控除対象配偶者に該当するかどうかを判定します。したがって、亡くなった日において年の合計所得金額が38万円以下であれば、扶養親族又は控除対象配偶者に該当し、年末調整においては扶養控除又は配偶者控除の対象となります。
- ②本人が年の途中で死亡した場合は、その死亡時の現況で扶養親族や控除対象配偶者に該当するかどうかを判定します。
- ③年の中途において出国する場合は、その出国時の現況で扶養親族や控除対象配偶者に該当するかどうかを判定します。

